

(家族埋葬料付加金)

第63条 削 除

<<旧条文—正式文からは削除した>>

被扶養者が死亡したときは、法第100条第2項の規定により家族埋葬料の支給を受ける被保険者に対し、家族埋葬付加金として1万円を支給する。

(附則)

1. 第51条の規約を第63条に変更し、また条文の一部を変更、平成15年4月1日から施行する。
2. 第63条は平成19年4月1日削除する。